

市長に63億円請求命令

豊橋、ユニチカの土地売却巡り

名古屋地裁

織維メーカー「ユニチカ」が愛知県豊橋市から無償で譲り受けた土地を売却したのは契約違反だとして、豊橋市の住民130人がユニチカに63億円の損害賠償を支払わせるよう佐原光一市長に求めた訴訟の判決で、名古屋地裁(市原義孝裁判長)

は8日、住民側の訴えを認め、市長に全額の請求を命じた。

譲渡時の契約内容の解釈が争点だった。市原裁判長は「同社が土地使用を自ら放棄した場合は市に返還する義務を負うものと解釈するべきだ」と指摘した。

豊橋市は「判決文が届いていないので現時点ではお答えできない」とし、ユニチカは「現時点でのコメントは差し控えたい」とした。

豊橋市は1951年、市内の国有地をユニチ

カの前身企業が取得するための費用を負担す

るとの内容で、同社と

契約を結んだ。ユニチ

カは紡績関連の工場を

稼働していたが、経営

再建策の一環として2

015年、用地全体の

約27万平方㍍を別の企

業に63億円で売却し

た。